

(観光立県推進基本計画)

第9条 知事は、観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立県の実現に関する基本的な計画（以下この条において「観光立県推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 観光立県推進基本計画においては、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 観光立県の実現に関する施策についての基本的な方針

(2) 観光立県の実現に関する目標

(3) 観光立県の実現に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(4) 前各号に掲げるもののほか、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、観光立県推進基本計画を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、事業者、観光関係団体、観光に関する識見を有する者その他の関係者の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。

4 知事は、観光立県推進基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【説明】

本条例の理念に基づき、観光立県の実現に向けたオール千葉県での取組を進めていくため、観光立県の実現に関する基本的な計画を定めることと、その手続きについて規定しています。

オール千葉県で観光立県を実現するための中長期的な施策について、具体的に示していくこととします。

この計画では、県自らが実施する施策、県内各地域での多様な主体による自発的な取組、地域や分野を越えた連携などの取組を促進するための施策について、本条例第10条から第17条までの基本的施策を基本計画の柱として定めていきます。

《「観光立県推進基本計画」の想定案》

- 本条例に定める基本的施策に沿って、オール千葉県による取組を、総合的かつ計画的に進めるための中長期的計画（5年間）として策定します。
- 関係分野を取り込み、関連施策を体系的に提示します。
- 概ね3年を目途に見直しを行います。
- 策定に当たっては、県議会、県民、関係事業者等の意見を聴くものとしします。